

英国手形交換手続と交換証券の支払呈示

— Barclays Bank plc v. Bank of England 事件を素材として —

浅 木 慎 一

目 次

- 一 緒 言
- 二 ジュネーブ統一条約，国際手形法条約草案
および米国統一商法典の規定の比較
- 三 ロンドン手形交換所交換手続
- 四 交換呈示に関する従来の議論
- 五 Bingham 判事の仲裁判断
- 六 小 括

一 緒 言

私は、別に公表予定の論稿において、高度に事務処理の機械化が進展したわが国の手形交換制度のもとでは、手形交換所における手形の呈示に支払呈示たる効力を認める実益に乏しく、むしろ、交換手形およびその決済資金をめぐる関係当事者間で争いが生じた場合、支払呈示の効力が本来の支払場所たる銀行の店舗において生じると構成した方が妥当な解決を得られるのではないかとの指摘をなした¹⁾。従来、わが国においては、手形法 38 条 2 項が「手形交換所ニ於ケル為替手形ノ呈示ハ支払ノ為ノ呈示タル効力ヲ有ス」と明文の規定をもって明確を期しているところから、この種の議論の生じる余地はないものとされていた。しかし、急速なコンピュータの発達にともない、交換手続自体が刮目すべき変革を経た今日、交換呈示の効力を見直すことは意義のあることと考えたわけである。

1) 拙稿「手形交換所における手形の呈示の効力——現行手続と手形法 38 条 2 項——」金融法務事情掲載予定。

ところで、交換手続のコンピュータ化、機械化は、ひとりわが国においてのみ進められてきたものではない。わが国の交換所が、成立の当初からその影響を強く受けてきたといわれるロンドン手形交換所においても、事情を同じくするのである。このような状況下、近時、英国において、ロンドン手形交換所における小切手の交換呈示の効力の見直しに関して、詳細な検討がなされた仲裁事件が登場している。1984年に判示された *Barclays Bank plc v. Bank of England* 事件²⁾ がそれである。本稿は、主として、英国における交換呈示の効力に関する議論を、この判例を通じて考察しようとするものである。

二 ジュネーブ統一条約、国際手形法条約草案および米国統一商法典の規定の比較

英国の議論の検討に先立ち、交換呈示の効力に関する主要な法規定を概観してみよう。

まず、わが国の手形法が依拠する1930年ジュネーブ手形統一条約の英語正文は、基本規定38条2項において、以下のように規定している。

The presentment of a bill of exchange *at* a clearing-house is equivalent to a presentment for payment.

この規程は、言うまでもなく、交換所における手形の呈示に支払呈示たる効力を認めるものである。

これと同様、1987年の国連国際商取引委員会(UNCITRAL)第20会期において採択された「国際為替手形および国際約束手形条約最終草案(Draft Convention on International Bills of Exchange and International Promissory Notes)」の56条h項も、原則的に手形交換所における手形の支払呈示の効力を認め、英語正文によれば、以下のように規定している。

An instrument which is presented *at* a clearing-house is duly pre-

2) *Barclays Bank plc and others v. Bank of England* [1985] 1 All E. R. 385.

sented for payment if the law of the place where the clearing-house is located or the rules or customs of that clearing-house so provide.

両者を比較した場合、条約草案の表現は、ジュネーブ条約の規定ほどには徹底したものではない。すなわち、草案は、「手形交換所が所在する地の法律またはその手形交換所の規則もしくは慣習が手形交換所における手形の呈示を適法な支払のための呈示としているとき」にかぎって、交換所における手形の呈示に支払呈示たる効力を認めようとしている。したがって、かかる法律、交換所規則または慣習が存在しない国および地域においては、手形の交換呈示に支払呈示たる効力が与えられないわけである。

上の条約草案の表現は、1982年にUNCITRALが意見を求めるために各国および関係国際機関に送付した第一次草案(A/CN.9/211)においては、より簡明で、ジュネーブ条約寄りのものであったように思われる。当時の草案51条h項は、以下のようなものであった。

An instrument may be presented for payment *at* a clearing-house.

第一次草案が最終草案に至る過程で、先のようないわば妥協的な表現へと修正を受けた背景には、手形交換所における手形の呈示に必ずしも支払呈示たる効力を認めるものではないとする法圏に属する国々からの、一次草案の表現に対する強い抵抗があったものと考えられるであろう。

手形交換所における手形の呈示に支払呈示たる効力を認めない代表的な立法としては、米国統一商法典がある。同法典3-504条2項b号は、次のように規定している。

Presentment may be made *through* a clearing-house.

この「手形交換所を通じて」という表現は、呈示自体が、手形上の請求が交換所に到達するときになされるものではなく、手形債務者に到達するときになされるものであることを意味する⁹⁾。すなわち、「通じて」という表現は、手形が支払

3) UCC §3-504 (2) and Official Comment 2 [1978 Official Text] .

場所に到達したときに呈示の効力が生じることを意味するものである。したがって、ジュネーブ統一規約に依拠する立場からすれば、かかる規定を設ける意味すらないことになり、「atかthroughか」をめぐって、先の国際手形条約草案作成の作業部会においても、日米間に意見のくい違いが生じた模様である⁴⁾。

いずれにせよ、手形交換所における手形の呈示の効力に関しては、これに支払呈示たる効力を認める法圏と認めない法圏とが併存している。そして、支払呈示たる効力を認めない法圏においては、手形交換の一連の手続の中で、証券記載の支払場所において呈示の効力を生ぜしめる様である。

以下で検討する英国の議論は、手形交換の一連の手続の中で、どの時点で支払呈示の効力が生じるのかが争点となったものであり、まさに「atかthroughか」という問題が争われたものであるといえる。

三 ロンドン手形交換所交換手続

まず、近時のロンドン手形交換所における交換手続を要約してみよう。

ロンドン手形交換所規則は、三種類の規則から成る。各々、the General Clearing Rules, the Town Clearing Rules および the Credit Clearing Rules と称される⁵⁾。このうち、最後のものは、銀行間振替決済証券を対象とするものであり、本稿の対象外のものである。

ロンドン交換所の交換手続は、town clearing (以下、市内交換と訳す) および general clearing (以下、一般交換と訳す) の二手続に大別しうる。市内交換は、原則として、シティ地域内の銀行店舗を支払人とし、かつ同地域内の銀行店舗によって取り立てられる金額 10,000 ポンド以上の小手切を対象とする交換である⁶⁾。一般交換は、主として、イングランドおよびウェールズの銀行店舗

4) 高窪利一＝前田庸他「手形交換制度の再検討(2)」金融法務事情 982号 25頁 (1982年)〈前田庸発言〉。

5) 最新の規則は、1985年1月1日から施行されている。

6) E. P. ELLINGER, MODERN BANKING LAW 230 (1987)。

を支払人とする全小切手を対象とするものである⁷⁾。

近時の交換手続につき、交換所規則および *Barclays Bank v. Bank of England* 事件において概説されているところ⁸⁾に従って、順次、概観してみよう。

〔一般交換手続〕

かりに、ロンドン市内の甲銀行ピカデリー支店と取引のある小切手所持人が、同支店に、乙銀行オクスフォード支店を支払人とする小切手の取立を依頼したと仮定する。

受入時に、小切手は、甲銀行ピカデリー支店において特定線引が施される。ピカデリー支店は、すでに当該小切手の下辺部に印刷済である小切手番号、支払支店番号、振出人の当座預金口座番号に、磁気インクで小切手券面額の印字を加えることにより、券面情報をコード化する。そして、その営業日の終わりに、当日受領した小切手すべてを、支払銀行別に分類し、バッチ（束）にまとめる。

これらのバッチは、その日の夕刻または翌営業日の早朝に、ピカデリー支店から甲銀行の交換母局 (the clearing department) に送付される。このようにして各支店から集められたバッチは、交換母局でコードの記入漏れ等の検査を受けた後、支払銀行別のボックスに収められる。当該小切手は、乙銀行向けのボックスに収められるわけである。

各々のボックスは封印され、手形交換所に持ち出される。当該小切手の収められたボックスは、交換所において、乙銀行の交換方行員に交付されるか、または乙銀行のために設置されたラック（棚）に収められる。交換時間は、午前9時半開始、午前11時45分（月・火曜日）または午前11時15分（水・木・金曜日）終了であるが、繁忙日は午後12時30分に終了する（一般交換規則4条a項）。

ボックスは、交換所から乙銀行の交換母局に持ち帰られる。乙銀行の交換母

7) *Id.* at 231.

8) [1985] 1 All E. R. 388-390.

局において、すべての持帰り小切手がリーダー・ソーター・マシンに入力される。この入力によって、小切手は乙銀行の各々の支店別に分類され、各持出銀行によって請求された交換尻が精査されるとともに、各支店の顧客の当座預金勘定が記録されているコンピュータ・センターにあて、当座勘定引落しのデータが作成される。

交換母局において、オクスフォード支店払の証券の束に含められた当該小切手は、交換日の夜間または翌早朝にオクスフォード支店に到着すべく、送付される。オクスフォード支店は、翌朝の営業開始後、送付された小切手につき、記載事項および支払を拒絶すべき事由の有無等を検査する。

小切手が支払われるべきものであれば、これに消印が押され、前日作成されたコンピュータ・センター向けの情報に基づき、振出人の当座預金勘定が当該営業日の営業終了時に引き落とされる。

小切手の支払が拒絶されるべきときは、当該小切手は、その営業日の営業終了時に、第一種郵便 (first class mail) によって甲銀行ピカデリー支店あて返送され、コンピュータ・センターの振出人の当座勘定引落しの記帳が取り消される。甲銀行ピカデリー支店にあてた小切手の返送手続は、原則として、乙銀行オクスフォード支店が小切手を受領した日のうちになさなければならない (一般交換規則 12 条 a 項)。返送手続が翌日に遅延する場合は、甲銀行ピカデリー支店に対する不渡の電話連絡が必要とされる (一般交換規則 12 条 b 項)。

甲乙間の交換尻の決済は、交換日の翌営業日の営業終了時に、Bank of England に開設されている甲および乙の勘定の貸借振替によってなされる (一般交換規則 10 条)。当該交換尻の決済は、交換された小切手すべてが支払われるものと仮定して行なわれる。不渡分については、不渡小切手の返却を受けた日に持出銀行が持帰銀行に対する資金請求書等を作成し、これを改めて交換に付すことによって清算する (一般交換規則 12 条 f 項)。

〔市内交換手続〕

市内交換手続は、基本的には一般交換手続に類似するが、細部においてこれと異なる。

参加銀行は、交換適格小切手を支払銀行別に分類し、枚数、金額を記載した添票とともに毎交換日の午後に手形交換所に持ち寄る。交換所において各行は、交換方が着席した机に交換小切手を交付する。交換時間は、午後2時30分開始、午後3時50分終了であるが、3・6・9・12月の最終営業日は、午後4時5分終了である。参加銀行は、なるべく午後3時30分までに交付をなすべきことになっている（市内交換規則5条）。

交換所において、支払銀行は、添票と現物との一致を確認し、その場で小切手を各支店別に分類する。小切手は、直ちに交換所から支払銀行の各支店に送付され、記載事項および支払拒絶事由の有無が各支店において検査される。

支払われるべき場合は、直ちに振出人の当座預金勘定が引き落とされる。

支払を拒絶すべき場合は、同じ日の午後4時45分までに、不渡小切手が再び交換所において持出銀行に返還される（市内交換規則10条a項）。

交換尻の決済は、交換日当日に、Bank of Englandにおいて、前日の一般交換の交換尻と合わせて、参加銀行間の勘定貸借振替によってなされ、不渡分の対価については、翌日の交換尻決済の際に清算される（市内交換規則7条）。

四 交換呈示に関する従来議論

周知のように、英国においては、小切手は為替手形の一種とみなされ、1882年英国手形法第三編の規整するところとなっており、一覧払手形に関する規定が準用される。

英国手形法45条は、手形の支払呈示に関する諸規則を設け、手形が呈示証券たることを明定している。しかし、同法は、わが国の手形法および小切手法のように、手形交換所における証券呈示の効力に関する明文の規定を設けていない。

同法45条2項は、一覧払手形が相当の期間内に呈示されるべきことを規定しているが、それを支払呈示するために許容される明確な期間に関する規定を設けていない。銀行は、その顧客から取立のために小切手を受け入れた場合、

その小切手が有効に支払呈示されることに相当の注意を払う義務がある⁹⁾。そこで、取立のために小切手を受け入れた銀行が、有効な支払呈示をなすために、当該小切手をいかに扱うべきかが問題となる。有効な支払呈示をなすべき銀行の義務に関しては、かつてコモン・ロー上、次のように言われていた。すなわち、当該小切手が同一地域内の銀行 (a bank in the same place) を支払人として振り出されている時は、取立銀行はこれを受け入れた翌日中に呈示をなすべきであり、一方、当該小切手が同一地域外の銀行 (a bank in another place) を支払人として振り出されている時、取立銀行は受入れの翌日中に自ら呈示をするか、呈示のためにこれを (自らの支店または取立代理人に) 送付すれば十分である¹⁰⁾。手形法制定以降、今日においては、手形法 45 条および 74 条の条文の趣旨に鑑み、かかる銀行の義務は、今日的な銀行慣習および特殊な事例の事実可依拠するといわれている¹¹⁾。そして、今日的な銀行慣習とは、独自の規則を有する手形交換制度を通じて小切手を支払呈示することであるとされている¹²⁾。すなわち、「呈示 (presentment)」という用語は、通常、手形交換所規則に従った呈示という意味である¹³⁾。なお、交換非加盟銀行 (non-clearing bank) であっても、今世紀にはいり、代理交換制度の導入により、交換手続に参加しうようになった¹⁴⁾。

結局、取立銀行にとって、顧客のために有効な小切手の支払呈示をなすという義務を履行する最も一般的な方法は、当該小切手を手形交換所における交換手続に付すということであるといえる。すなわち、「正当な呈示をなす義務および迅速な支払を請求する義務の不履行を免れるために、銀行は、小切手の支払

9) WALLECE AND MCNEIL'S BANKING LAW 123 (9th ed. by DONALD B. CASKIE 1986).

10) PAGET'S LAW OF BANKING 372 (9th ed. by MAURICE MEGRAH AND F. R. RYDER 1982).

11) WALLACE AND MCNEIL, *supra* note 9, at 123.

12) *Ibid.*

13) PAGET, *supra* note 10, at 372.

14) E. P. ELLINGER, *supra* note 6, at 231.

を簡易化し規整する目的で銀行間において確立された通常の手形交換所のしくみを利用することを権限づけられる⁽¹⁵⁾」わけである。

手形交換所における手形の交換呈示の効力について、英国においては、どのように言われてきたのであろうか。英国手形法の権威の一人である Mackenzie Chalmers のテキスト・ブックには、次のような叙述がみられる。

「もし、手形が手形交換所において、銀行員または銀行の代理人に対して呈示されるのであれば、それは銀行に対する呈示であり、かつ十分なものである (If the bill is presented to a clerk or agent of the bank at the Clearing House, that is a presentment to the bank and sufficient.)⁽¹⁶⁾」。

上の一節は、「手形交換所における呈示」と明確に述べている。「手形交換所を通じた呈示」と述べてはいない。この点はきわめて注目される。Chalmers のテキストは、交換所における呈示がすなわち支払呈示として十分なものであると述べており、わが国手形法等の表現に一致するものと評価しうる。

Chalmers は、この一節の叙述にあたり、1811年の Reynolds v. Chettle 事件⁽¹⁷⁾に依拠した模様である。この事件の事実関係は、必ずしも明らかではないが、その概要はおよそ次のようなものであった。為替手形が、ロンドンのシティ内に店舗を置く Y 銀行によって、Y 銀行の当該店舗を支払場所として、引受がなされた。手形は、裏書によってこれを取得した X 銀行によって、支払期日に手形交換所において Y 銀行の行員に対して呈示されたが、当該行員は、それを店舗に持ち帰ることなく、その場で手形の支払を拒絶した。そこで、X が手形の支払を求めて Y を訴えたものである。支払場所たる Y 銀行の店舗における呈示がなかったことから、争点のひとつとして、手形交換所における当該手形の呈示の効力が問題となったものであるが、Ellenborough 判事は、以下のように判示している。「私は、手形交換所における (*in the clearing house*) 銀

15) Riedell v. Commercial Bank of Australia Ltd. [1931] VLR 382 at 382.

16) CHALMERS' ON BILLS OF EXCHANGE 148 (13th ed. by DAVID A. L. SMOUT 1964).

17) Reynolds v. Chettle (1811) 170 E. R. 1263.

行員に対する呈示は、引受に際して約された趣旨を逸脱するものではなく、Y銀行における呈示とみなしうと思う⁽¹⁸⁾」。

同旨の判例として、手形が手形交換所において呈示されたことは明らかであるが、これに記載された支払場所に呈示されたか否か判然としない事案を扱い、交換所における呈示が支払呈示として十分なものであると判示された1832年のHarris v. Parker事件⁽¹⁹⁾がある。

Chalmersが先の叙述をなしたテキスト・ブックは、1878年に初版が刊行されたものであり、もちろん初版以降、先の叙述は何ら変更されていない。しかし、ロンドン手形交換所の交換手続は、Chalmersの時代および上の諸判例が登場した時代と比較すれば、大きくその様相を異にしているといえる。それにもかかわらず、これらの判例およびChalmersの叙述は、近時まで再検討されることがなかったのである。たとえば、先の諸判例よりも比較的新しいものであるRoyal Bank of Ireland v. O'Rourke事件⁽²⁰⁾において、原典判例集は参照しえなかったが、Lavery判事は、証券が手形交換所において支払銀行の交換方に交付されたときに呈示の効力が生じると判示している⁽²¹⁾。

五 Bingham 判事の仲裁判断

Barclays Bank plc v. Bank of England 事件がいかなる事実の下に争われたものであるのか、必ずしも明らかでない。原告は、ロンドン手形交換所の参加銀行たる六銀行であり、被告は、Bank of Englandである。問題の焦点は、小切手が手形交換手続に従って取り立てられた場合、持出銀行が取立依頼人に対して負っている有効な支払呈示をなすという義務が、交換手続のどの時点で履行されたことになるのか、という点にあった。原告は、有効な支払呈示は、小

18) *Id.* at 1264.

19) Harris v. Parker (1833) 6 Tyr. 370.

20) Royal Bank of Ireland v. O'Rourke [1962] Ir. R. 159.

21) E. P. ELLINGER, *supra* note 6, at 237.

切手が支払銀行の名宛店に物理的に交付されたときに生じるのであると主張し、被告は、手形交換所における小切手の交付を支払銀行に対する有効な呈示として扱おうと主張した。この紛争は、両当事者の合意に基づき、Bingham判事を仲裁人とする仲裁に付された。

Bank of Englandの主張の主旨は、以下のようなものである。

手形交換所の参加銀行間の慣行は、交換所における小切手の交付を支払銀行に対する有効な支払呈示として扱うことである。交換所における交付の後、小切手は支払銀行の管理下におかれ、持出銀行は、交換尻の決済を受け、それ以上当該小切手を扱うことがない。交換小切手が名宛店に交付されたか否か、持出銀行にとっては関心外のことであり、小切手が名宛店に到着しなくとも、センターのコンピュータは、引き落とされるべき当座取引先の金額を当座勘定元帳に記帳している。「銀行に委託をなす者は銀行慣習に拘束される (Hare v. Henty (1861) 142 E. R. 374)」のであり、交換参加銀行の顧客にとって、この原則は、呈示の効力が手形交換所において生じるものとする手形交換制度を承認することを含むものである⁽²²⁾。

Bingham判事は、まず手形法45条を参照し、取立銀行の取立依頼人に対する一応の義務 (prima facie duty) を次のように整理した。

「持出銀行に認められる義務は、支払を得るために相当の手続を踏むことである。支払を得るためには、小切手は支払のために正当に呈示されなければならない、さもなくば、振出人は責任を免れるのである。呈示は、振出人に対して、または、通常そうであるように、『小切手に記載された支払場所において振出人のために支払をなしもしくは支払を拒絶する権限を与えられている者』に対してなされなければならない、それは、小切手券面に記載された場所における名宛店の行員に対する呈示のみを意味する⁽²³⁾」。

次いで彼は、同法46条2項e号に言及する。当該条文は、明示または黙示

22) [1985] 1 All E. R. 391.

23) *Ibid.*

によって呈示の放棄があったとき、支払のための呈示は免除されると規定するものである。彼は、銀行間の合意に基づく慣習、放棄または禁反言の結果として、手形交換所における小切手の交付が呈示に相当するものとして扱われ、その結果、取立銀行（持出銀行）の取立依頼人に対する義務が交換所における小切手の交付によって免責されることになるのかを検証しようとした。

彼は、46条2項の呈示免除の例外が認定されないうき、支払呈示は45条の手續を原則とするという点を強調した。そして、手形交換手續にあっては「小切手の振出人による明示的な（呈示の要件の）放棄ということはまったくありえない。黙示の放棄は、振出人が、手形交換参加銀行間で確立された習慣、慣行を知るに至り、これに同意しうような状況の下で、交換参加銀行たる銀行を取引銀行として選択した場合にのみ認定されうる。換言すれば、呈示の放棄が証明されるためには、(1)参加銀行が明示または黙示に交換所における小切手の交付を呈示に相当するものとして取り扱うことに合意したこと、および、(2)顧客がこの合意を知っており、明示または黙示にこれに同意していること、の二点が証明されなければならない⁽²⁴⁾」と述べた。

銀行間にかかる黙示の合意が存するや否やに関し、彼は、市内交換規則14条の文言に注目する。14条は、「市内交換参加店舗を名宛人として振り出されたすべての線引のある完全な証券、小切手等は、手形交換を通じて (*through the Clearing*) 呈示されなければならない……直接に支払銀行の店舗に支払呈示なしえないものとする」と規定している。彼は、この文言は、小切手を支払店舗に直接呈示せずに、手形交換所を経由して、いわば遠廻りに呈示することを要求するにすぎないものであるから、当該規則の条文は、被告の有利に作用するものではないと述べている⁽²⁵⁾。そして、取立に付された小切手が、結局は支払店舗に物理的に交付されること、小切手が支払われるべきか否かの決定が当該店

24) *Ibid.*

25) *Id.* at 392.

舗においてなされること、を重要視している⁽²⁶⁾。

被告主張の、手形交換所における引渡しの中から、小切手が支払銀行の単独の保管、支配下におかれるという点についても、彼は、「支払銀行は、小切手を受領した時から、それを名宛店舗に呈示する時まで、支払銀行自体、受取人の代理人たる持出銀行の副代理人である⁽²⁷⁾」とみなしうると解している。

この点、英国の全交換参加銀行は、'Golden Memorandum' という文書に署名しており、この中で、小切手交換に関し、銀行は各々が互いの代理人として行為することに合意している⁽²⁸⁾。彼は、判決の中で、直接この合意にふれてはいないが、かかる合意の存在が、上の判断に少なからず影響したものと考えられよう。

Bingham 判事は、次いで、手形交換所における交換呈示の効力に関する Chalmers らの見解に対して、次のような叙述をなしている。彼は、Chalmers の見解が、先に述べた Reynolds v. Chettle 事件の判旨に大きく依存していることを指摘したうえで、当時、「支払銀行は、明らかに、手形が支払われるべきか否かに関する判断を権限づけられ、かつ判断をなすことのできる行員を交換所に配置していたのであるから……私は、全体としてこの判決が理解しうるものであり、1882年手形法制定以降でさえ、驚くにあたるものではないと認定する。しかしながら、これらの条件……が満たされていない場合は、私の見解によれば、手形法に鑑みて、(手形交換所における呈示が支払呈示になるとの)結論は当然に導くことはできない⁽²⁹⁾」としている。

以上のことから、彼は、銀行が、明示または黙示に、手形交換所における小切手の交付を支払店舗における呈示のための要件に相当しまたはこれを省略するものとして合意していないと結論づけ、振出人がかかる合意を知り、これに

26) *Ibid.*

27) *Ibid.*

28) E. P. ELLINGER, *supra* note 6, at 231.

29) [1985] 1 All E. R. 393.

合意していると解されるべきか否かを考察することは、無益かつ不必要であるとしている³⁰⁾。

結局、本件においては、取立銀行が手形交換制度を利用して小切手を取り立てる場合、取立依頼人に対する責任は、当該小切手が支払銀行の支払店舗に物理的に交付された時にのみ、果たされたことになると判示されたわけである。

六 小 括

結論に至る Bingham 判事の接近方法は、英国手形法 45 条、46 条に基づき、手形交換所における呈示が、証券に記載された場所における呈示の放棄に関する銀行間の合意と認められうるか否かという点を中心になされている。英国手形法 45 条は、小切手の振出人に、小切手が支払のために正当に呈示されないかぎり、その責任を免れるという法律上の権利を与えている。呈示の放棄をなすか否かは、かかる法律上の権利を与えられた振出人の意向が十分尊重されなければならないから、銀行間の便宜によってなされた合意のみによって、かかる呈示の放棄の効力を認めるのは妥当でないとの判断があったものと思われる。

本判決に関し、Bingham 判事は、手形交換所規則を、銀行と取引をするすべての当事者を拘束する独立の慣習法源として扱わなかったと解する評価が存在するが³¹⁾、確かに彼は、交換所規則が当座取引先たる小切手振出人に法的拘束力を及ぼす要件として、厳しい条件を与えている。すなわち、彼は、振出人が交換所規則の基礎をなす銀行間の合意の内容を知り、かつこれに同意して交換参加銀行と当座勘定取引をなす場合にのみ、交換所規則が振出人をも拘束するものと捉えている。

わが国と異なり、英国当座勘定契約が、交換所規則について明確な言及をなしていないことも、少なからず彼の判断に影響があったものと考えられよう。

手形法の体系および銀行慣習の相違から、Bingham 判事の分析が直ちにわ

30) *Id.* at 394.

31) E. P. ELLINGER, *supra* note 6, at 238.

が国の議論に反映するものであるとは思えないが、彼が手形交換手続の実務およびその変遷に着目し、これをふまえて論証をなしたという姿勢は、わが国の同様の議論を見直す作業にとって示唆に富むものであろう。たとえば、彼の分析によれば、交換所における呈示を有効な支払呈示であると解した旧来のChalmersらの見解は、支払銀行が、交換証券の瑕疵に関する実質的審査をなしうる行員を交換所に配置していたという当時の実務の上に展開されたものであったように思われる。彼は、現行手続の検討を通じて、旧来の見解を否定したわけである。

いずれにせよ、本判決は、英国における銀行と顧客との証券の取立をめぐる契約関係およびそこでの手形交換所規則の位置づけ等を再整理したという点において、意義深いものであると言いうるのではなかろうか。